市県民税・国民健康保険税の申告はお済みですか? 申告期間は3月16日 (月)まで

現在、市県民税・国民健康保険税の申告を受け付けて います。既に日程が終了した地区で申告できなかった方 も、各表の会場で申告ができます。税務署・市役所から 申告書が送付されている方は、ぜひ郵送申告をご利用く ださい。詳しくは、広報さいじょう2月号2・3ページ をご覧ください。

■問合せ

- ●市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317
- ●東予総合支所総務課 税務係 TL0898-64-2700 内線127
- ●丹原総合支所総務課 税務係 TEL0898-68-7300 内線214
- ●小松総合支所総務課 税務係 TEL0898-72-2111 内線114

▼西条地域 申告受付日程表

| 日 程 | | 時 間 | 対象地区 | 会 場 |
|-----|----------------------------|------------|-------|-------------------------|
| 3 月 | 2日(月) 3日(火) 4日(水) | 8:30~16:30 | 大町 | 市庁舎 新館 4 階 405会議室 |
| | 5日(木) 6日(金) 9日(月) | 8:30~16:30 | 神拝 | |
| | 10日(火) 11日(水) 12日(木) | 8:30~16:30 | 西条 | |
| | 13日(金) 16日(月) | 8:30~16:30 | 市内全地区 | |

■申告に必要なもの

- ◆平成26年中の所得を明らかにする書類
- ○源泉徴収票
- ○営業・農業・不動産収入のある方は、収入額や経費 の分かる帳簿、通帳、固定資産税課税明細書等
- ◆平成26年中の控除を明らかにする書類
- ○国民年金保険料、生命保険・地震保険等の控除証明 書、医療費控除を受けられる方は医療費の領収書等
- ◆印鑑(認印で構いません。スタンプ印は不可)
- ◆申告される方名義の金融機関・口座番号が分かるもの (所得税の還付が生じた際に必要になります)

▼丹原地域 申告受付日程表

| 日 程 | | 時間 | 対象地区 | 会 場 |
|-----|--------------------------------------|------------|--------|----------------|
| 3 | 2日(月) | 8:30~16:30 | 今井 | |
| 月 | 3 日(火) 4 日(水) | 8:30~16:30 | 久妙寺、南部 | |
| | 5 日(木) 6 日(金) | 8:30~16:30 | 池田 | 丹原総合 |
| | 9日(月) | 8:30~16:30 | 丹原 | 方原総合 支所 2 階 |
| | 10日(火) | 8:30~16:30 | 願連寺 | 又別~陷 |
| | 11日(水) 12日(木) 13日(金) 16日(月) | 8:30~16:30 | 市内全地区 | |

▼東予地域 申告受付日程表

| | 日 程 | 時 間 | 対象地区 | 会 場 |
|---|------------------|--------------------------|---------|-----------------|
| 3 | 2 日(月) | 8:45~16:00 | 楠河地区 | 東予北地域 |
| 月 | 3 日(火) 4 日(水) | 8:45~16:00 8:45~15:00 | 庄内・三芳地区 | 交流センター |
| | 5 日(木) | 8:45~16:00 | 楠河地区 | 楠河公民館 |
| | 6 日(金) | 8:45~16:00 | 吉岡地区 | 吉岡公民館 |
| | 9日(月) | 8:45~16:00 | 吉井地区 | 東予南地域 交流センター |
| | 10日(火) | 8:45~16:00 | 庄内地区 | 庄内公民館 |
| | 11日(水) | 8:30~16:30 | 周布地区 | |
| | 12日(木) | 8:30~16:30 | 多賀地区 | 東予総合支所 |
| | 13日(金) | 8:30~16:30 | 壬生川地区 | 3 階 |
| | 16日(月) | 8:30~16:30 | 市内全地区 | |
| | | | | |

▼小松地域 申告受付日程表

| | 日程 | 時間 | 対象地区 | 会 場 |
|----|---|--|---------------------------------------|------------------------|
| 3月 | 2日(月) 3日(火) 4日(水) 5日(木) 6日(金) | 8:30~16:30 8:30~16:30 8:30~16:30 8:30~16:30 | 駅前、新宮、藤木 北川、石鎚団地 南川、大開団地 一本松 | 小松総合 支所 4 階 大会議室 |
| | 9日(月)10日(火)11日(水)12日(木)13日(金)16日(月) | 8:30~16:30 | 市内全地区 | |

一部窓口の臨時開庁・時間延長をご利用ください

年度末から年度初めの時期は、住所の異動手続きなどが集中し、市民生活課等の窓口では、来庁者の皆さん をお待たせする時間が大変長くなることが予想されます。

この混雑を緩和するために、日曜日に臨時開庁、平日に時間延長を実施します。皆さんご利用ください。

【臨時開庁日】

■開庁日時 3月29日(日)・4月5日(日)

8 時30分~17時15分

■開庁場所 本庁市民生活課、東予総合支所市民福祉課

※丹原総合支所・小松総合支所は開庁しま せんのでご注意ください。

【時間延長日】

- ■延長日時 3月30日(月)~4月3日 金 17時15分~19時
- ■延長場所 本庁市民生活課、各総合支所市民福祉課

【取扱業務】

各種住民異動届、印鑑登録、国保加入・脱退、 住民票の写し・戸籍関係証明書・印鑑登録証明 書発行、戸籍届出など

- ※届出等の内容によっては、当日の取り扱いが できないことがあります。
- ※住民異動に伴う各種手続きは、平日と同様の 取り扱いができないものがあります。
- ※詳細は事前にお問い合わせください。
- ■問合せ 市庁舎新館 1 階 市民生活課市民係 TEL0897 52 1211